



あなたの声を町政に活かしませんか？

～総合計画づくりに向けた住民会議始めます～

南風原町では、第五次南風原町総合計画の策定にあたって、住民のみなさんが町の将来像やまちづくりの重点的な取り組みについて意見やアイデアを話し合う「まちづくり住民会議」を設置します。
そこで、委員として会議に参加し、将来の南風原町のまちづくり計画にご協力いただける方を募集します。

■対 象 者 南風原町のまちづくりに興味があり、参加者と一緒になって取り組める方 ※報酬等はありません。

■募集人数 20人程度（町内に在住、在勤、通学する方）

■開催時期 平成27年8月～平成28年3月

■募集期間 平成27年7月1日（水）～7月31日（金）

■応募方法 所定の申込用紙に記入のうえ、持参、ファックス、郵送、メールのいずれかで町企画財政課へご提出ください。申込用紙については町ホームページをご覧ください。また、町企画財政課にも設置しております。

A) 総合計画は、将来南風原町をどのような「まち」にしていくなのか、そのために誰がどんなことをしていくのかを総合的・体系的にまとめたものです。町の大切な羅針盤となる最も上位の計画です。



Q) 総合計画って何？

お問い合わせ 企画財政課 ☎ 889-0187

平成27年度版 わかりやすい予算説明書

♪ハイさいよーさん♪ 発刊しました！

町の仕事で予算書は1年の仕事の基になるもっとも重要な書類のひとつです。しかし、予算書は法律で決まった書式に従い作成しているため、どんな事業にお金が使われるのかわかりにくいものとなっています。

そこで、町では毎年『わかりやすい予算説明書 ♪ハイさいよーさん♪』を発刊しています。

『ハイさいよーさん』では、予算書を「第4次南風原町総合計画」に基づいた区分で分類し、どのような事業にお金が使われるのかを写真やグラフ等も用いながら説明しています。また、予算以外にも町の貯金（基金）や借金（地方債）の額、町長や職員の給料の状況等も掲載しています。

町民の皆様の税金がどのように使われているかを、ぜひこの機会にご確認していただきたいと思います。



配布場所 役場及び各字公民館、自治集会所でももらうことができます！
なお、わかりやすい予算説明書は、町のホームページでもダウンロードすることができます。ぜひご利用ください。

お問い合わせ 企画財政課 ☎ 889-0187

平成27年国勢調査 調査員が約 100 名、不足しています!!

南風原町では国勢調査の調査員を6月末の申込期限で募集していましたが、調査に必要な人員にあと100名ほど足りないため申込期限を延長します。みなさまのご協力をよろしくお願いします。

募集人数: 約100名 申込期限: 7月31日（金）

■国勢調査員の仕事の内容

- 調査員事務打合せ会への出席（8月下旬～9月上旬）
- 調査地域の確認・調査区要図の作成（9月上旬～9月9日）
- オンライン調査の資料配付（9月10日～9月12日）
- 調査票の配付・回収（9月26日～10月7日）
- 調査書類の検査・提出（10月18日～10月20日）

■資格条件 20歳以上、健康で責任をもって調査を行っていただける方

■報酬 2調査区の場合60,000円～70,000円（調査区や調査数によって変動します）

★詳しくは統計担当までご連絡ください！
（注意）申込みされた方全員が必ずしも採用されるわけではありませんのでご了承ください。

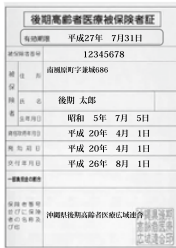


お問い合わせ 企画財政課 統計担当 ☎ 889-0187

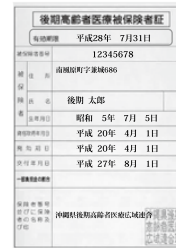
後期高齢者医療制度

被保険者の皆様へ

平成27年8月から被保険者証が切り替わります（有効期限が平成28年7月31日となります）



被保険者証
の色（ピンク）
の変更はありません



国保年金課窓口



新しい被保険者証は、7月下旬までに南風原町役場から郵送又は窓口等で交付します。

8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。

被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

●減額認定証とは？

後期高齢者医療の被保険者で住民税非課税世帯の方が療養（入院・外来）を受ける場合には、減額認定証を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金限度額の適用及び入院時の食事代等が減額されます。

減額認定証の交付は、広域連合にて認定された該当者については8月の定期更新時に被保険者証と同封します。なお、初めて申請する時等は、原則申請手続きが必要になりますので、南風原町役場国保年金課で被保険者証、印かんをご持参の上、申請してください。減額認定証は申請した月の初日から適用となります。

■自己負担限度額

所得区分	外来＋入院（世帯単位）の限度額	食事代の自己負担額（1食あたり）	
一般	44,400円	260円	
区分（低所得）Ⅱ	24,600円	90日までの入院（長期入院非該当）	210円
		過去12カ月以内に90日を超える入院（長期入院該当）※	160円
区分（低所得）Ⅰ	15,000円	100円	

※長期入院該当候補者の方は申請が必要です!!

平成26年8月から平成27年7月の減額認定証（区分Ⅱに該当する期間のうち、入院日数が90日をこえる方）は、申請するとさらに食事代が減額されます。申請を希望される方は、医療機関が発行した直近3ヶ月分の入院日数が確認できるもの（領収書など）を持参して市町村後期高齢者医療担当窓口にてお手続きください。

■該当する方

区分（低所得）Ⅰ：世帯員全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方（年金の控除額を80万円として計算）
区分（低所得）Ⅱ：世帯員全員が住民税非課税の方〔区分（低所得）Ⅰに該当する方を除く〕

■減額認定証が交付できない方

平成27年7月31日有効期限の減額認定証をお持ちの方であっても、平成27年度住民税課税世帯に属する方については減額認定証の認定要件に該当いたしません。

世帯構成員に平成27年度所得が不明の方（未申告者）がいる場合は、所得の定期判定ができません。申告により住民税非課税世帯に属する方で、交付を希望される方は申請してください。

お問い合わせ／国保年金課 後期高齢者医療係 ☎889-1798

国際標準規格ISO9001:2008認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業)加入会社

地域の不動産業で35年目

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。

since1981



南新物産

沖縄県知事免許(9)第0928号
あなたのホームプランナー



南風原本店 〒901-1104 南風原町宮平641-7
TEL 098-889-4007 FAX 098-889-4033
http://www.nanchan.co.jp Email hae@nanchan.co.jp

ナンちゃん®

敷地内の大きくなりすぎた樹木はありませんか？
無造作に伸びてしまった雑草地はありませんか？

樹木の伐採、草刈、除草剤散布 ご用命はぜひ当社へ！



有限会社 **那覇造園土木**

〒901-0215 豊見城市字渡嘉敷374番地
FAX (098) 850-1538

見積り無料

TEL850-1524

那覇造園土木 検索